

第1回京丹波町地域福祉計画策定委員会次第

平成27年8月26日(水)
午後1時30分～
瑞穂保健福祉センター

1 開 会

2 町長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 自己紹介

5 委員長、副委員長互選

6 協議事項

(1) 地域福祉計画策定までの概要説明及び報告事項等

(2) 講演 『地域福祉計画の策定に向けて』

講師 京都府社会福祉協議会

事務局次長 武田 知記氏

(3) 次回の日程調整

平成27年 月 日 ()

7 閉 会

京丹波町地域福祉計画策定委員会委員

自：平成27年8月26日

至：平成29年3月31日

番号	選出区分	所 属	氏 名	備 考
1	学識経験者	(京丹波町地域自立支援協議会)	波瀬 孝澄	
2	学識経験者	(京丹波町地域包括ケア推進委員会)	片山 俊明	
3	学識経験者	(京丹波町子ども・子育て審議会)	大西 好美	
4	関係団体の役職員	京丹波町民生児童委員協議会	田中 強	
5	関係団体の役職員	京丹波町女性の会	竹内 裕子	
6	関係団体の役職員	京丹波町老人クラブ連合会	岡本 勇	
7	関係団体の役職員	京丹波町身体障害者福祉会	一谷 静夫	
8	関係団体の役職員	京丹波町母子寡婦福祉会	谷山 和子	
9	関係団体の役職員	京丹波町社会福祉協議会	津田 勝二	
10	関係団体の役職員	京丹波町シルバー人材センター	友金 一文	
11	町長が必要と認める者	京丹波町議会福祉厚生常任委員会	岩田 恵一	
12	町長が必要と認める者	京丹波町消防団	梅原 好範	
13	町長が必要と認める者	京丹波町商工会	野間 之暢	
14	町長が必要と認める者	竹野活性化委員会	中西 和之	
15	町長が必要と認める者	質美地域振興会	高橋 弘	
16	町長が必要と認める者	北部振興会	今海 博文	
17	町長が必要と認める者	ボランティアバンク運営委員会	木上 實	
18	町長が必要と認める者	町内校園長会	河村 泰宏	
19	関係行政機関の職員	医療政策課・国保京丹波町病院	藤田 正則	
20	関係行政機関の職員	京都府南丹保健所	山崎 正則	

事 務 局	保健福祉課長	下伊豆かおり	
	子育て支援課長	津田 知美	
	保健福祉課 課長補佐 (包括支援センター)	井上 祐子	
	保健福祉課 課長補佐兼介護保険係長	岡本 明美	
	保健福祉課 課長補佐 (福祉係)	上原 美智子	
	子育て支援課 支援係長	山内 圭司	
	保健福祉課 福祉係主任	芦谷 真由美	
	保健福祉課 福祉係長	山内 善史	

京丹波町告示第53号

京丹波町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく京丹波町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を反映させるため、京丹波町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の円滑な推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(部会)

第5条 委員会に部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

京丹波町地域福祉計画策定作業部会

平成27年8月24日～平成29年3月31日

所 属	氏 名	備 考
京丹波町保健福祉課	上原美智子	課長補佐（部会長）
	岡本 明美	課長補佐兼介護保険係長
	山内 善史	福祉係長（副部会長）
京丹波町子育て支援課	山内 圭司	支援係長
京丹波町社会福祉協議会	山本 亮栄	地域福祉・ボランティア振興係長
	山崎 由樹	地域福祉・ボランティア振興係主任
	竹村 一宏	在宅福祉係長
	山田 初美	作業所長

作業部会オブザーバー

所 属	氏 名	備 考
京都府社会福祉協議会 事務局次長	武田 知記	

京丹波町告示第73号

京丹波町地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 京丹波町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、京丹波町地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、保健福祉課課長補佐をもってあて、副部会長は、保健福祉課福祉係長をもってあてる。

3 部会員は次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 保健福祉課及び社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会の関係職員
- (2) その他部会長が指名する者

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この告示は、平成27年8月24日から施行する。

地域福祉計画の策定について

合併後10周年を迎え、少子高齢化が進行する中、今後も拡大すると予想される福祉ニーズに対し、個人や家族で解決する（自助）、個人や家族で解決できない問題に地域や関係団体が関わる（共助）、地域や関係団体で解決しきれない問題に行政が関わる（公助）という、「自助」「共助」「公助」の仕組みを一層強化し、町民・地域・関係団体・行政がお互いに支えあいながら、よりよい方策を見出していくことが重要となっています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定にもとづき、「地域の助け合いによる福祉」（地域福祉）を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための計画（5カ年計画を予定）です。

高齢者福祉、子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画（京丹波町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画、第4期京丹波町障害福祉計画、京丹波町子ども・子育て支援事業計画）との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標として策定するものです。

社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

京丹波町地域福祉計画策定スケジュール（予定）

年度	時期	策定委員会等
平成27年	8月中旬	業務委託業者の決定
	8月26日（水） 午後1時半～ 午後3時頃	第1回策定委員会 ◇委嘱状の交付 ◇計画策定スケジュールの概要説明 ◇講演
	9月～10月	アンケート素案作成
	11月	第2回策定委員会 ◇アンケート調査の実施について
	12月	アンケート調査
	2月	第3回策定委員会 ◇アンケート調査結果報告（中間）
	平成28年	5月
5月～8月		団体・地域意向把握 ◇地域別ワークショップ ◇関係団体懇談会等
8月		第5回策定委員会
12月		第6回策定委員会
12月～1月		○パブリックコメントの実施
2月		第7回策定委員会 ◇最終取りまとめ
3月		地域福祉計画策定